

1. 法曹養成研修生学習室の利用について

法曹養成研修生学習室として利用できる部屋およびその利用条件は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、状況によっては以下の学習室の利用を制限する場合があります。

法曹養成研修生学習室		主な用途	利用条件等
①	法学部棟 6 階 601、602 号室	自習用	2024 年度に修了した法曹養成研修生 利用可能期間は <u>4 月 1 日～9 月 30 日</u>
A	法学部棟 11 階 711A 号室	演習用	2024 年度修了生・2025 年度前期修了生 利用可能期間は 10 月 1 日～11 月 30 日 ※12 月以降は 711B 号室を利用下さい
②	法学部棟 6 階 603～605 号室	自習用	法曹養成研修生一般
③	法学部棟 6 階 606 号室		
B	法学部棟 11 階 711B 号室	演習用	

※使用する部屋については変更の可能性があります。

【注意事項】

- (1) 貴重品の管理はご自身で行ってください。
- (2) 2025 年度前期に法学部棟 6 階（601、602 号室）を使用していた法曹養成研修生のうち、継続して後期も法曹養成研修生の申請を行う方は、当該部屋の利用可能期間が 9 月 30 日までとなりますので、603～606 号室の自習室に移動していただきます。自習室の移動に関しては、事務室から掲示して指示しますので、掲示後、その指示にしたがって移動してください。

2. ロッカーの利用について

法学部棟 6 階 601、602 号室のロッカーは、法学部棟 1 階にあり、法学部棟 6 階 603～606 号室のロッカーは、法曹養成研修生学習室内にあります。